| | | | |
|---|---|---|---|
| 附属機関 | 警察大学校 | | 一八八人 |
| | 科学警察研究所 | | 一二八人 |
| | 皇宮警察本部 | | 九七二人 |
| | 計 | | 一、二八八人 |
| 地方機関 | 管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 | | 四、一七四人 |
| 合計 | | | 七、九九五人 |

うち、九三二人は、皇宮護衛官とする。

うち、七七人は、警察官とし、九三二人は、皇宮護衛官とする。

うち、六六一人は、警察官とする。

うち、二、一七九人は、警察官とし、九三二人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（管区警察学校の各部の内部組織に関する規則の一部改正）

**第二条**　管区警察学校の各部の内部組織に関する規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （実務教官室）<br>**第三条**　実務教官室においては、次に掲げる事項に関する教育訓練を行う。<br>［一～三　略］<br>四　警備警察、警衛、警護及び警備実施 | （実務教官室）<br>**第三条**　［同上］<br>［一～三　同上］<br>四　警備警察、警衛、警護及び警備実施（雑踏警備を除く。） |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正）

**第三条**　警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （解析研究室の所掌事務）<br>**第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十九条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。<br>（捜査研修室の所掌事務）<br>**第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十九条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。 | （解析研究室の所掌事務）<br>**第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十八条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。<br>（捜査研修室の所掌事務）<br>**第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十八条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。 |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 附属機関 | 警察大学校 | | 一八九人 |
| | 科学警察研究所 | | 一二七人 |
| | 皇宮警察本部 | | 九六二人 |
| | 計 | | 一、二七八人 |
| 地方機関 | 管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 | | 四、一六五人 |
| 合計 | | | 七、九七二人 |

うち、九二二人は、皇宮護衛官とする。

うち、七七人は、警察官とし、九二二人は、皇宮護衛官とする。

うち、六七一人は、警察官とする。

うち、二、二〇七人は、警察官とし、九二二人は、皇宮護衛官とする。